

1

「点検・確認項目」について、建物の面積や機器の仕様などから、点検の必要性の有無(対象の有無)を確認します。(パンフレット「国家機関の建築物等の点検」等も参考にしてください。)

別添1  
保全台帳 様式2

記入例

点検及び確認記録

施設名: ○●●●庁舎

外壁については3年以内ごとの点検に加え、10年を超えた最初の点検の際に、全面打診による点検が必要になります。

点検・確認項目	関係法令	対象の有無	点検周期	最終点検実施年月	次回点検実施年月	実施結果	問題の内容	備考
1 建築物の敷地及び構造の点検	建基法第12条 官公法第12条	○	3年	平成25年 7月	平成28年 7月	問題なし		
		○	10年	平成25年 7月	平成37年 7月	問題なし		外壁タイル点検 (全面打診調査)
2 昇降機の点検	建基法第12条 人事院10-4第32条	○	1ヶ月	平成27年 4月	平成27年 5月	問題なし		(昇降機保守点検業務)
		○	1年	平成26年10月	平成27年10月	問題なし		(昇降機保守点検業務)
3 建築物の昇降機以外の建築設備の点検	建基法第12条 官公法第12条	○	1年	平成26年11月	平成27年11月	問題なし		
4 支障がない状態の確認	H17国交省告示 第551号	○	3ヶ月	平成27年 4月	平成27年 7月	問題なし		自動扉
		○	6ヶ月	平成27年 1月	平成27年 7月	問題なし		防火扉・避難器具・送風機・ポンプ類
		○	1年	平成26年 7月	平成27年 7月	問題なし		上記以外
5 消防用設備等の点検	消防法第17条	○	6ヶ月	平成26年12月	平成27年 6月	問題なし		機器点検 (消防用設備保守業務)
		○	1年	平成26年 6月	平成27年 6月	問題なし		総合点検 (消防用設備保守業務)
6 危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	消防法第14条	×						
7 事業用電気工作物の保安規定による自主点検	電気事業法第42条	○	1年	平成26年12月	平成27年12月	問題あり	L1-1幹線絶縁不良(改修済)	(自家用電気工作物保安業務)
8 機械換気設備の点検	人事院10-4第15条	○	2ヶ月	平成27年 3月	平成27年 5月	問題なし		(庁舎総合管理保守業務)
9 ボイラーの性能検査、定期点検	人事院10-4第32条	×						
		×						
10 浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	浄化槽法第7~11条	×						
		×						
11 簡易専用水道の水槽の清掃、検査	水道法第34条	○	1年	平成26年 6月	平成27年 6月	問題なし		(庁舎総合管理保守業務)
12 排水設備の清掃	建築物衛生法第4条	×						
13 清掃等及びねずみ等の防除	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条	○	6ヶ月	平成26年12月	平成27年 6月	問題なし		(庁舎総合管理保守業務)
		○	2ヶ月	平成27年 3月	平成27年 5月	問題なし		(庁舎総合管理保守業務)
14 空気環境の測定	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条	○	2ヶ月	平成27年 3月	平成27年 5月	問題なし		(庁舎総合管理保守業務)
15 冷却塔、加湿装置等の清掃等	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条	○	1年	平成26年 5月	平成27年 5月	問題なし		(庁舎総合管理保守業務)
16 給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	建築物衛生法第4条	○	1年	平成26年 6月	平成27年 6月	問題なし		(庁舎総合管理保守業務)
17 ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	大気汚染防止法 第16条	×						
		×						
		×						
18								
19								

対象部位・機器の種類、点検の種類等によって、点検周期が異なる場合があります。

2

点検対象が有る場合には「点検周期」を確認し、記入します。

3

「最終点検実施年月」を確認し、「点検周期」から、次回の点検が必要となる期限の年月を記入します。

4

点検の結果(問題のあり・なし)を「実施結果」欄に記入します。問題があった場合は、その内容を「問題の内容」に記入しておきます。